

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ペー
私立学校法等施行細則の一部を改正する規則	1
告示	
漁船損害等補償法による同意成立 (海洋漁政課)	1
漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " )	1
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (国保福祉指導課)	1
道路の区域決定 (道 路 課)	1
道路の区域変更 (2件) ( " )	1
道路の供用開始 (2件) ( " )	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課)	2
建築基準法による道の指定 (建 築 課)	2
公告	
特定非営利活動法人の設立認証の申請 (2件) (生活・社会づくり課)	2
平成14年度クリーニング師試験の実施 (業務衛生課)	2
土地改良区の解散の認可 (耕 地 課)	3
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3

## 規 則

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成14年8月20日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第82号

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

私立学校法等施行細則(昭和51年高知県規則第59号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第4項」を「第2条第3項」に改める。

第13条中「特殊教育運営費補助金」を「障害児教育運営費補助金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の私立学校法等施行細則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

## 告 示

高知県告示第403号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成14年8月18日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

小筑紫加入区

高知県告示第404号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成10年8月高知県告示第526号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成14年8月17日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成14年8月18日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

小筑紫加入区

高知県告示第405号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成14年8月20日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称 所 在 地 廃止年月日  
貞包医院 中村市下田字宝町4320-3 平14・7・31

高知県告示第406号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、平成14年8月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県室戸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成14年8月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐喜浜吉良川
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
室戸市佐喜浜町字立花2729番4から	9.80	2,340.00
室戸市佐喜浜町字瀧ヶ谷5423	76.20	

番3まで

高知県告示第407号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成14年8月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成14年8月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仁井田竹中
- 3 道路の区域

区 間	新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市五台山字丸場汐田1596番1地先から高知市五台山字丸場汐田1578番1地先まで	新	8.00 37.80	349.90
	旧	19.60 51.40	349.90

高知県告示第408号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成14年8月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成14年8月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栗山大津
- 3 道路の区域

区 間	新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市五台山字丸場汐田1589番1から高知市介良字池ノ丸丙1320番8まで	新	14.70 49.60	554.20
	旧	18.40 76.20	554.20

		52.40	
--	--	-------	--

高知県告示第409号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成14年8月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成14年8月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仁井田竹中
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市五台山字丸場汐田1596番1地先から 高知市五台山字丸場汐田1578番1地先まで	349.90	平成14年8月20日

高知県告示第410号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成14年8月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成14年8月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栗山大津
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市五台山字丸場汐田1589番1から 高知市介良字池ノ丸丙1320番8まで	554.20	平成14年8月20日

高知県告示第411号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成14年8月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 施行者の名称 南国市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和57年9月高知県告示第566号高知広域都市計画下水道事業(南国市公共下水道)
- 3 事業施行期間 昭和57年9月17日から平成16年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分

昭和57年9月高知県告示第566号、昭和61年9月高知県告示第585号、昭和63年4月高知県告示第277号、平成3年3月高知県告示第166号の6、平成7年3月高知県告示第152号及び平成10年3月高知県告示第186号の事業地から南国市小籠字井ノ上並びに大埔乙字馬ムケズ、字名所、字新川緑、字塚田、字竹ノ内、字神ノ土丸、字大木戸、字玉田、字宗次及び字畑ノ丸を削る。

高知県告示第412号

次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により平成14年8月1日付けで指定した。

平成14年8月20日

高知県知事 橋本 大二郎

南国市大埔字田井乙670番地先から字横中749番2地先に至る延長405メートルの道

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成14年8月1日から2週間高知県文化環境部生活・社会づくり課において縦覧に供する。

平成14年8月6日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的

申請のあった年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年8月1日	特定非営利活動法人総合介護サービス愛と心のまごの手	徳増 司	室戸市浮津二番町65番地	この法人は、高齢者、要介護者に対して、介護サービス、広報活動に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成14年8月1日から2週間高知県文化環境部生活・社会づくり課において縦覧に供する。

平成14年8月6日(揭示済)

高知県知事 橋本 大二郎

| 申請のあった年月日 | 申請に係る特定非営利活動法人    |        |               |                                                                                                   |
|-----------|-------------------|--------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 名称                | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地    | 定款に記載された目的                                                                                        |
| 平成14年8月1日 | 特定非営利活動法人黒潮実感センター | 立川 涼   | 幡多郡大月町柏島625番地 | この法人は、あらゆる年齢層の人々に対し、自然及び環境保全に関する教育及び啓蒙普及活動や、沿岸・海洋生態系及び海洋生物に関する調査・研究事業などを行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。 |

~~~~~  
クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規

定により、平成14年度クリーニング師試験を次のとおり行う。  
平成14年8月20日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 試験の日時  
平成14年10月7日(月) 午前9時から
- 2 試験の場所  
高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎5階会議室
- 3 受験資格  
次のいずれかに該当する者であること。  
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する高等学校の入学資格を有する者  
(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験願書及び添付書類  
(1) 受験願書(県所定の様式によること。)  
(2) 履歴書(最終学歴を明記すること。)  
(3) 受験資格を証明する書類又はその写し  
(4) 写真(手札型とし、出願前6月以内に撮影した正面・無帽・上半身像のもの)  
(5) 受験資格を証明する書類又はその写しに記載されている氏名と現在の氏名とが異なる場合は、戸籍の抄本(日本国籍を有しない者にあつては、戸籍の抄本に代えて外国人登録済証明書(ただし、備考欄に変更前の氏名及び変更年月日が記載されたもの)を添付すること。)
- 5 受験願書の配布場所  
県内各保健所及び高知県健康福祉部薬務衛生課
- 6 受験願書の受付期間  
平成14年9月4日(水)から同月17日(火)まで。ただし、郵送による場合は、平成14年9月17日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受験願書の提出先  
(1) 県内居住者は、住所地を所管する保健所(当該住所地在高知市である場合にあっては、高知市保健所)  
(2) 県外居住者は、高知県健康福祉部薬務衛生課(高知市丸ノ内一丁目2-20)
- 8 試験科目  
(1) 衛生法規に関する知識  
(2) 公衆衛生に関する知識  
(3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 9 試験手数料  
7,000円(高知県収入証紙を受験願書にはり付けること。)

~~~~~  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、室戸市中の川土地改良区の解散を平成14年8月5日に認可した。

平成14年8月20日

高知県知事 橋本 大二郎

~~~~~  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成14年8月20日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成14年7月11日 14高都計第301号	香美郡土佐山田町字新町丸451-5ほか	香美郡土佐山田町466-4 野村 修一